

第 2 号議案

令和 8 年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部
入学者選抜の基本方針について

令和 8 年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針、令和 8 年度広島県立広島
叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針、令和 8 年度広島県立併設型中学校入学
者選抜の基本方針及び令和 8 年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本
方針について、別紙のとおり決定することを提案します。

令和 7 年 5 月 9 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

令和8年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1-1 一次選抜（併設型高等学校を除く。）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 一般学力検査

- (ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。
- (イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
- (ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
 - a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
 - b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
 - c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。
- (カ) 高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
 - a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
 - b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
 - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。
- (イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。
 - (イ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。
 - (ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。
- なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

(ア) 面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(イ) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、入学定員の 50% 以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ア) 高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は 6 : 2 : 2 とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した学科・コースにあつては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した学科・コースにあつては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

1－2 一次選抜（併設型高等学校）

三次高等学校及び広島高等学校において、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 学力検査

(ア) 原則として、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

a 実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）の 3 教科とする。

b 実施時間は、高等学校長が決定する。

c 配点は、高等学校長が決定する。

d 検査問題は、県教育委員会と協議の上、高等学校長が作成する。

e 検査問題は、平成 29 年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

(イ) 高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、入学定員の50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ア) 高等学校長は、学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 学力検査及び調査書について、高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、学力検査について、高等学校長は、各高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した高等学校にあつては、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した高等学校にあつては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

2 二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

イ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ 学校独自検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ 学校独自検査を実施した学科・コースにあつては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3－1 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）

高等学校長は、国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

3－2 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

三次高等学校長及び広島高等学校長は、国語、数学及び外国語（英語）の学力検査、自己表現及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 定時制の課程

1 一次選抜

全日制の課程の一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様とする。

ただし、令和8年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

2 二次選抜

全日制の課程と同様とする。

第3 通信制の課程

自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は、別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第5 その他

- 1 一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評価は、令和8年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。
- 2 広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

広島県立高等学校入学者選抜の基本方針 新旧対照表

令和 8 年度	令和 7 年度
令和 <u>8</u> 年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針 (略)	令和 <u>7</u> 年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針 (略)
第 1 全日制の課程 (略)	第 1 全日制の課程 (略)
第 2 定時制の課程 1 一次選抜 全日制の課程の一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様とする。 ただし、令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。	第 2 定時制の課程 1 一次選抜 全日制の課程の一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様とする。 ただし、令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。
2 二次選抜 (略)	2 二次選抜 (略)
第 3 通信制の課程 (略)	第 3 通信制の課程 (略)
第 4 秋季入学のための選抜 (略)	第 4 秋季入学のための選抜 (略)
第 5 その他 1 一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評価は、令和 <u>8</u> 年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。 2 広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。	第 5 その他 1 一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評価は、令和 <u>7</u> 年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。 2 広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

令和8年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針

広島叡智学園高等学校の入学者選抜は、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 海外等連携協定に基づく入学者選抜

広島県教育委員会と連携協定を締結する海外等の関係機関の推薦を受けた者に対し、次により実施する。

(1) 選抜の方法

- ア 推薦書及び志望理由書
- イ 成績証明書
- ウ 英語に関する語学力の証明書
- エ 数学に関するレポート
- オ これまでに履修した教科（数学を除く。）から選択した1教科に関するレポート
- カ 面接
出願書類に基づき、面接を実施する。
- キ 口頭試問
数学に関するレポートに基づき、口頭試問を実施する。

(2) 合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 外国人等生徒を対象にした入学者選抜

外国人等生徒に対し、次により実施する。

(1) 選抜の方法

- ア 第1次選抜
 - (ア) 志望理由書
 - (イ) 成績証明書
 - (ウ) 英語に関する語学力の証明書
 - (エ) 数学に関するレポート
 - (オ) これまでに履修した教科（数学を除く。）から選択した1教科に関するレポート
- イ 第2次選抜
第1次選抜における通過者を対象に、次により実施する。
 - (ア) 面接
出願書類に基づき、面接を実施する。
 - (イ) 口頭試問
数学に関するレポートに基づき、口頭試問を実施する。

(2) 合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針 新旧対照表

令和8年度	令和7年度
令和 <u>8</u> 年度広島県立広島叡智学園高等学校 入学者選抜の基本方針	令和 <u>7</u> 年度広島県立広島叡智学園高等学校 入学者選抜の基本方針
(略)	(略)
1 海外等連携協定に基づく入学者選抜	1 海外等連携協定に基づく入学者選抜
(略)	(略)
(1) 選抜の方法	(1) 選抜の方法
ア 推薦書及び志望理由書	ア 推薦書及び志望理由書
イ 成績証明書	イ 成績証明書
ウ 英語に関する語学力の証明書	ウ 英語に関する語学力の証明書
エ 数学に関するレポート	エ 数学に関するレポート
オ これまでに履修した教科（数学を除く。）から 選択した1教科に関するレポート	オ これまでに履修した教科（数学を除く。）から 選択した1教科に関するレポート
カ 面接 出願書類に基づき、面接を実施する。	カ 面接 出願書類に基づき、面接を実施する。
<u>キ 口頭試問</u> <u>数学に関するレポートに基づき、口頭試問を 実施する。</u>	
(略)	(略)
2 外国人等生徒を対象にした入学者選抜	2 外国人等生徒を対象にした入学者選抜
(略)	(略)

令和8年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針

併設型中学校の入学者選抜は、次により当該学校に対する意欲・適性等を判断して行うものとする。

1 広島中学校及び三次中学校

(1) 選抜の方法

ア 適性検査

(ア) 次により、小学校教育において身に付けた総合的な力を検査する。

a 適性検査1 文章・資料をもとに、課題を発見し解決する過程を多様な方法で表現する。

b 適性検査2 テーマ等に基づき、思ったことや考えたこと等を文章で表現する。

(イ) 実施時間は、中学校長が決定する。

イ 志望理由書

ウ 調査書

(ア) 調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のそれぞれの教科について5・6年生時のものを指導要録に従って3段階で評定する。

(イ) 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 帰国児童等の特別入学に関する選抜

適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

(4) 広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜

広島中学校において、特定分野（数学）に特異な才能のある児童を対象に、適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

2 広島叡智学園中学校

(1) 選抜の方法

ア 第1次選抜

(ア) 適性検査

a 次により、小学校教育において身に付けた総合的な力を検査する。

(a) 適性検査A 資料から情報を読み取り、条件等に従って筋道を立てて考え、推論する。

(b) 適性検査B 資料を多面的に解釈し、経験や知識と結び付けて発想・考察する。

b 実施時間は、中学校長が決定する。

(イ) 志望理由書及び自己紹介書

(ウ) 調査書

a 調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のそれぞれの教科について5・6年生時のものを指導要録に従って3段階で評定する。

b 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 第2次選抜

第1次選抜における通過者を対象に、2泊3日の共同生活において、次により実施する。

(ア) グループワーク

(イ) 面接

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

3 その他

入学選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針 新旧対照表

令和 8 年度	令和 7 年度
令和 <u>8</u> 年度広島県立併設型中学校 入学者選抜の基本方針	令和 <u>7</u> 年度広島県立併設型中学校 入学者選抜の基本方針
(略)	(略)
1 広島中学校及び三次中学校	1 広島中学校及び三次中学校
(略)	(略)
2 広島叡智学園中学校	2 広島叡智学園中学校
(略)	(略)
3 その他	3 その他
(略)	(略)

令和8年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各特別支援学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 一次募集

1 選抜の方法

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

ア 学力検査

- (ア) 実施教科は、3教科以上とし、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科の中から特別支援学校長(以下「校長」という。)が決定する。
- (イ) 実施時間は、各教科それぞれ30分から50分の間の時間とし、校長が決定する。
- (ウ) 配点は、各教科それぞれ50点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、各特別支援学校が作成したもの又は高等学校入学者選抜の一次選抜における一般学力検査問題を使用する。
- (オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
- a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。
- (イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。
- なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ その他

- (ア) 校長は、上記ア、イ、ウに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施することができる。
- なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。
- (イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要であると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イ、ウによらず、選抜を実施することができる。
- また、校長は、知的障害を併せ有する志願者について、(2)に準じて選抜を実施することができる。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科(職業コースを除く。)

ア 学力検査

- (ア) 検査A及び検査Bを実施する。
- (イ) 実施時間は、検査A、検査Bそれぞれ30分とする。
- (ウ) 配点は、検査A100点満点、検査B50点満点で、合計150点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査Aは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、中学部の各教科等の内容に準拠したものとし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。
- (カ) 検査Bは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、自立活動の内容を参考とし、情報の処理やコミュニケーション等について把握することを目的として出題する。

イ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式か集団で実施し、実施方法は校長が決定する。
- (イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (ウ) 受検者の実態把握を主たる目的とする。

ウ その他

- (ア) 校長は、上記ア、イに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施することができる。
なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。
- (イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要があると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イによらず、選抜を実施することができる。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科職業コース(以下「職業コース」という。)

ア 学力検査

- (ア) 検査A及び検査Bを実施する。
- (イ) 実施時間は、検査A50分、検査B30分とする。
- (ウ) 配点は、検査A100点満点、検査B50点満点で、合計150点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査Aは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、中学部の各教科等の内容に準拠したものとし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。
- (カ) 検査Bは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、自立活動の内容を参考とし、情報の処理やコミュニケーション等について把握することを目的として出題する。

イ 作業・運動能力検査

- (ア) 実施時間は、50分とする。
- (イ) 配点は、200点満点とする。
- (ウ) 検査は、次の点に配慮して実施する。
 - a 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性等について幅広く検査する。

ｂ 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

(ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

(4) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育を主とする学科(以下「専門教育を主とする学科」という。)

ア 学力検査

(ア) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、学科の特色に応じ、当該校が作成する。

(イ) 実施時間は、各教科等それぞれ90分以内とする。

(ウ) 配点は、学科の特色に応じて、校長が決定する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定

各教科・科目について、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

(イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

(ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

校長は、学科の特色に応じ、学科に関連する学校独自検査を実施することができる。

なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。

2 合格者の決定

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

校長は、学力検査、調査書、自己表現及び必要に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

なお、1 (1) エ (イ) に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科（職業コースを除く。）

校長は、学力検査及び必要に応じて実施した学校独自検査の結果を総合的に判断して決定する。

なお、1 (2) ウ (イ) に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 職業コース

校長は、学力検査、作業・運動能力検査及び自己表現の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

(4) 専門教育を主とする学科

校長は、学力検査、自己表現及び学科の特色に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果並びに調査書を総合的に判断して決定する。

第2 二次募集

1 実施学校・対象学科

普通科(職業コースを除く。)並びに一次募集における合格者(入学を辞退した者を除く。)の数が入学定員に満たない職業コース及び専門教育を主とする学科において実施する。

2 選抜の方法

一次募集と同様の選抜の方法により実施する。ただし、学力検査を除く。

なお、校長は、上記に加えて、学力検査を除いた学校独自検査を定め、実施することができる。

3 合格者の決定

校長は、2で実施する選抜の配点の比重を定め、一次募集に準じて決定する。

第3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針 新旧対照表

令和 8 年度	令和 7 年度
令和 <u>8</u> 年度広島県立特別支援学校高等部 入学者選抜の基本方針	令和 <u>7</u> 年度広島県立特別支援学校高等部 入学者選抜の基本方針
(略)	(略)

令和8年度広島県公立高等学校入学選抜日程

1 全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）

一次選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月22日（木）～2月3日（火）16時
	高等学校確認登録	1月23日（木）～2月4日（火）16時
志 願 変 更	2月4日（水）～2月9日（月）正午	2月5日（水）～2月10日（月）正午
調 査 書 等 提 出	2月12日（木）～2月18日（水）正午	2月13日（木）～2月19日（水）正午
学 力 検 査 ・ 自 己 表 現 等	2月12日（木）～2月19日（木）正午	2月13日（木）～2月20日（木）正午
追 検 査	2月25日（水）～2月27日（金）	2月26日（水）～2月28日（金）
合 格 者 発 表	3月4日（水）	3月5日（水）
	3月9日（月）	3月10日（月）

（全日制の課程においては、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。）

二次選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出 願 登 録 ・ 調 査 書 等 提 出	3月12日（木）～3月16日（月）正午	3月13日（木）～3月17日（月）正午
自 己 表 現 等	3月17日（火）	3月18日（火）
	3月23日（月）広島市立広島みらい創生高等学校	3月24日（月）広島市立広島みらい創生高等学校
合 格 者 発 表	3月18日（水）	3月19日（水）
	3月24日（火）広島市立広島みらい創生高等学校	3月25日（火）広島市立広島みらい創生高等学校

連携型中高一貫教育に関する選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月22日（木）～2月3日（火）16時
	高等学校確認登録	1月23日（木）～2月4日（火）16時
調 査 書 等 提 出	2月4日（水）～2月9日（月）正午	2月5日（水）～2月10日（月）正午
自 己 表 現 等	2月12日（木）～2月19日（木）正午	2月13日（木）～2月20日（木）正午
追 検 査	2月26日（木）～2月27日（金）	2月27日（木）～2月28日（金）
合 格 者 発 表	3月4日（水）	3月5日（水）
	3月9日（月）	3月10日（月）

2 通信制の課程

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出 願 登 録 等	2月20日（金）～3月19日（木）正午	2月21日（金）～3月24日（月）正午
自 己 表 現 等	高等学校長が別に定める。	高等学校長が別に定める。
合 格 者 発 表	3月末日までに行う。	3月末日までに行う。

3 秋季入学のための選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
入 学 願 書 等 受 付	9月1日（火）～9月4日（金）正午	9月1日（月）～9月4日（木）正午
自 己 表 現 等	9月11日（金）	9月11日（木）
合 格 者 発 表	9月16日（水）	9月16日（火）

（秋季入学のための選抜の実施日・期間は、令和8年のものである。）

令和8年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜日程

<海外等連携協定に基づく入学者選抜>

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出 願 書 類 等 受 付	8月1日（金）～9月22日（月）正午	8月1日（木）～9月20日（金）正午
面 接 等	10月3日（金）、4日（土）	10月11日（金）
合 格 者 発 表	10月22日（水）	10月23日（水）

<外国人等生徒を対象にした入学者選抜>

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出 願 書 類 等 受 付	8月1日（金）～9月22日（月）正午	8月1日（木）～9月20日（金）正午
面 接 等	10月11日（土）、10月12日（日）	10月12日（土）、10月13日（日）
合 格 者 発 表	10月22日（水）	10月23日（水）

令和8年度広島県立併設型中学校入学者選抜日程

1 広島中学校及び三次中学校

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出 願 書 類 等 受 付	1月5日（月）～1月13日（火）（消印有効）	1月6日（月）～1月14日（火）（消印有効）
適 性 検 査	1月24日（土）	1月25日（土）
合 格 者 発 表	1月29日（木）	1月30日（木）

〔 帰国児童等の特別入学に関する選抜、広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜も同一日程とする。 〕

2 広島叡智学園中学校

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和7年度選抜
出 願 書 類 等 受 付	10月27日（月）～11月7日（金）（消印有効）	10月28日（月）～11月8日（金）（消印有効）
第 1 次 選 抜	11月23日（日）	11月24日（日）
第 2 次 選 抜	12月25日（木）～12月27日（土）	12月25日（水）～12月27日（金）
合 格 者 発 表	1月9日（金）	1月10日（金）

〔 勤労感謝の日（11月23日）が日曜日となるため、11月23日が週休日となり、11月24日が休日となる。 〕

令和8年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜日程

1 一次募集

内 容		実施日・期間	【参考】令和7年度選抜
就学区域外出願受付		12月19日(金)～1月30日(金)正午	12月20日(金)～1月31日(金)正午
出願登録	志願者登録・出身 学校確認登録	1月22日(木)～2月12日(木)	1月23日(木)～2月13日(木)
	志願先特別支援学 校確認登録	2月13日(金)～2月18日(水)正午	2月14日(金)～2月19日(水)正午
調 査 書 等 提 出		2月12日(木)～2月19日(木)正午	2月13日(木)～2月20日(木)正午
学 力 検 査 等		2月25日(水)～2月26日(木) (学校により2月25日(水)のみを実施日とすることがある。)	2月26日(水)～2月27日(木) (学校により2月26日(水)のみを実施日とすることがある。)
追 検 査		3月4日(水)	3月5日(水)
合 格 者 発 表		3月9日(月)	3月10日(月)

2 二次募集

内 容		実施日・期間	【参考】令和7年度選抜
入 学 願 書 等 受 付		3月12日(木)～3月16日(月)正午	3月13日(木)～3月17日(月)正午
自 己 表 現 等		3月17日(火)	3月18日(火)
合 格 者 発 表		3月18日(水)	3月19日(水)